

知っておきたい

# 法律の話

2023

fm<sup>86.3</sup>gunma



Deli-J  
いづれもかんぽにちやうとブラス



はたちを彩る  
老舗の振袖

群馬県内の各自治体では、  
20歳ではたちのつどい  
(名称は各自治体による)が  
変わらず開催されます。  
ご購入、レンタル、もしくはは  
ご親族様の思い出の振袖で  
晴れの日を楽しんでいただく  
それが、小川屋の使命です。

FURISODE ● Maebashi OGAWAYA

創業 148 年の安心と信頼  
〒371-0022 前橋市千代田町2-7-15  
027-231-6000

晴れの日きもの専門店  
小川屋

## CONTENTS

04 はじめに

### 法律とは

06 法律って何だろう？

### 身近なトラブル

10 法律は自分たちの生活には関係ない？

12 インターネットに潜む闇

14 学校やSNS、複雑化する人間関係

### 身近に潜む犯罪

18 何気ない行動が法律違反に

20 気付いた時には犯罪者に？！

### 成年年齢引き下げ

24 成年年齢が18歳に！何が変わるの？

26 その契約、大丈夫？あなたも狙われているかも

28 成年年齢が下がると10代でも罰せられやすくなるの？

### 罪と罰

30 どんな罰を受けるの？

### 法を体感

32 法律に触れよう

34 もしものときの相談窓口

36 相談したいことをまとめよう

[協力] 群馬県教育委員会事務局、群馬弁護士会法教育委員会、県消費生活センター、伊勢崎清明高校

[監修] 日本司法支援センター群馬地方事務所(法テラス群馬)

[制作・発行] 株式会社エフエム群馬 前橋市千代田町2-3-1 TEL.027-234-8000

株式会社上毛新聞TR・月刊Deli-J 前橋市新前橋町17-17 TEL.027-280-5015

[発行日] 2023年6月30日

※本誌掲載の記事・写真・イラスト等の無断転載・複製を禁じます。記事中の内容は2023年6月現在のものです。掲載情報は変更となる場合があります。

はじめに

高校生のみなさんに伝えたいメッセージ

## 法への理解を深め 互いに尊重し合える 社会に



群馬県知事 山本 一太

「社会あるところに法あり」という言葉を知っていますか。人々が集まって社会が形成されると、必ず一定の秩序が必要となるため法が生まれる、という考え方です。

私たちの生活は法と密接につながっており、法に反すると罰せられることもあります。そのため、皆さんの中には、法に対し「従わなければならないルール」といったようなネガティブな印象を持つ人もいるかもしれません。しかし、法は、私たちの行動を規制して社会の秩序を維持するだけでなく、紛争を解決したり、人の自由な活動を促進したりするといった、人々の生活をより豊かにしてくれる面も持ち合わせています。

2022年4月から成年年齢が引き下げられたことに伴い、高校生の皆さんは、18歳に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で契約を結ぶことができるようになりました。また、18歳及び19歳でも裁判員制度による裁判員となることができるようになるなど、法は、皆さんと社会を一層強く結ぶ役割を果たすものとなります。十分な法意識を持って生活するためにも、日頃から法に対する正しい知識や理解を身に付けることが大切となります。

今後は、グローバル化が更に進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と互いに尊重し合いながら共に生きることや、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが重要な課題となってきます。高校生の皆さんが、この冊子を活用して、法についての正しい知識を身に付けた上で、互いに尊重し協働できる社会の形成者として、これからの未来を切り拓いてくれることを期待しています。

## 身近な法律知識を 身に付けよう



エフエム群馬 代表取締役社長  
塚越 正弘

法律というと、皆さんは、「20歳までお酒を飲んではいけない」とか、「たばこを吸ってはいけない」などの自分たちの行動を規制するものだと思われていると思います。

しかし、法律というのは、皆さんの自由を守るためのものであるという側面もあることを理解して欲しいと思います。人間が社会生活を営んでいくときに様々な面で人間同士の干渉がありますが、悪い干渉、多大な干渉から、守ってくれるのも法律です。ある一定限度のルールの下で、自由に社会生活を送れるように守ってくれています。

現在、成年年齢が18歳になり、皆さんもすぐに法律と関わることがたくさん出てくると思いますので、このハンドブックを是非活用して、身近な法律知識を身に付けていただきたいと考えております。エフエム群馬も応援しております。

## 輝く未来へ 法律知ろう



上毛新聞社 代表取締役社長  
関口 雅弘

法律と聞いて何を思いますか。身構える人も多いことでしょう。しかし、法律はわれわれの生活に密接に関わっています。知らないことでトラブルに巻き込まれる懸念もあります。

最も身近な法律の一つが、成年年齢に関するものです。20歳から18歳に引き下げられたことは、皆さんもご存じでしょう。それに伴い、18歳以上になると親の同意なく携帯電話の契約を結んだり、ローンで車を買ったりできるようになったことを知っていますか。その一方で、契約を本人や保護者が後から取り消せる「未成年者取消権」の対象外となりました。社会の一員としての自覚と責任が増したといえます。

この冊子を活用することでトラブルを回避し、皆さんの未来がより輝かしいものになることを祈っています。

# 法律って何だろう？

日本は法律に基づいて国家権力を行使する法治国家ですが、  
そもそも法律とは何なのでしょう。  
そして何のためにあるのでしょうか。

## 法律=人を幸福にするためのルール

例えばこの世の中に一人暮らししているのならば、法律なんていらなくてもいいかもしれません。しかし、人は一人では生きていけないもの。人が集まる社会の中で生活していくためにはルールが必要で、それは暮らしを円滑にするためのものです。

もし、法律がなく、意見の食い違いを暴力や権威で治めてしまったなら、公平で安定した社会は生まれません。法律は皆が幸福に生きるためにあるもので、意味なく人を罰したり、支配したりするためのものではないのです。「自分たちの幸せのために法律がある」そんな風に考えると法律というものの見方が変わってくるのではないのでしょうか。

## 法律はなぜ守らなくてはいけないのでしょうか？

学校にも校則や、各クラスのルールなどがあるように、人の暮らしや社会はルールをもとに動いています。「商品を手に入れたときはお金を払う」「人の物は取らない」「暴力を振るわない」「赤信号で止まる」など、普段当たり前のように行っていることは、みな法律に関わりがあることです。法律を誰も守らなかったら、社会生活は成り立ちません。窮屈に感じることもあるかもしれませんが、私たちの生活を根底で支えているのが法律であり、私たち自身が幸福に暮らすために守るのです。

自分たちの生活を豊かに、  
幸せにするためにあるのが  
「法律」です。

話を聞いたのは…



群馬中央法律事務所  
弁護士 矢田 健一さん

## 法律ってどれくらいあるの？

日本の国内法は、憲法を含め約1900ほどの法律と、約5,600の政令、省例などがあります。誰を対象とするかによって、法律は大きく「公法」と「私法」に分かれます。

公法は、国や地方公共団体内部と、私人（個人）との関係を規律します。公法には、憲法、刑法、地方自治法などがあります。

私法は、私人間（しじかん）の関係を規律します。私法には民法、商法などがあります。

## 六法って何だろう？



「六法」とは、国内法で代表的な憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6つの法律を指し、また、これら6つの法律がカバーする法分野をいうこともあります。具体的に6つの法律と関連する法令などを収録した本を「六法全書」といいます。

群馬トヨタグループでは自動車整備士を目指す学生の皆さんに対し、奨学金制度を実施しています。

群馬トヨタグループの奨学金制度は、弊社が自動車整備士を養成する自動車整備学校と提携し、自動車整備士を目指す学生に対し、共同で修学を支援する制度です。

群馬県内の高等学校に在学中で自動車整備学校に進学後、群馬トヨタグループの各社に入社を希望する方へ授業料や生活費その他学生生活で必要となる費用の支払いの支援として奨学金を無利息で貸与します。



# GTG 群馬トヨタグループ

GUNMA TOYOTA GROUP

群馬トヨタ自動車

NETS 高崎

〒370-0045 群馬県高崎市東町80

TEL: 080-5385-5956

(奨学金制度担当窓口)



トヨタレンタリース群馬

TOYOTA L&F 群馬

RIKISG

振袖 レンタル・卒業袴  
豊富な品揃え

キヌト柄・モダン柄・カール系何でもご用意！  
新柄&ブランド着物充実。数に自信があります。

老舗の「三条」ならではの、質の良い衣裳を取り揃えてお待ちしております。

暗れ着ぶらザ 三条

伊勢崎市大手町24-2  
営業時間 10:00~18:00  
定休日 火曜日

Tel.0270-25-9480  
https://www.haregi-sanjiyo.com

LINEはこちら

経験を活かして活躍の場は広く。  
見える、広がる、自分の未来図。

フレッセイには多種多様な仕事があり、今までの経験を活かしながら活躍することができます。

群馬・埼玉・栃木で地域密着型のスーパーマーケットを約50店舗展開しています。

2013年10月に新潟県の原信ナルスホールディングスとフレッセイホールディングスの経営統合により、アクシアルリテイリングが誕生しました。

私たちはチェーンストアの「マスマリット」(=規模×機能×人材)を生み出し、「食」を通じて「豊かさ」「楽しさ」「便利さ」をお客様に提供することを目指しています。

株式会社フレッセイ  
〒379-2198 群馬県前橋市力丸町491-1  
TEL (027)212-2124

HPはこちら

## 群馬弁護士会の法律相談は一部無料なのを知っていますか？

群馬弁護士会主催の法律相談では、クレジット・サラ金、離婚、労働(労働者側)については初回無料、交通事故については5回まで無料で相談をお受けしています。これ以外は有料相談となります(30分5,500円)。一部例外もありますので詳細はお問い合わせ下さい。

開催場所は県内8会場！

(※開催日時は会場により異なります)

前橋では土曜相談も行っています！

予約電話番号 027-234-9321

インターネット予約も可能になりました。群馬弁護士会  
(※インターネット予約については利用可能な会場及び相談時間帯に制限があります)

簡単な相談について弁護士が電話でお応えする無料電話相談ガイドも好評です。

平日13時~16時 027-233-9333



群馬弁護士会  
GUNMA BAR ASSOCIATION

相談予約は 027-234-9321  
問い合わせは 027-233-4804

前橋市大手町3丁目6番6号

ひまわり  
無料法律相談

★借金問題・離婚関係・労働事件(労働者側)の  
初回相談は無料です

日弁連交通事故  
相談センターによる  
面談法律相談

★交通事故の相談は、  
5回まで無料です

知っていますか？  
困った時の法テラス！

- 怪しいサイトから、お金を請求された...
- アルバイト先が、ブラック企業だった...
- などなど

トラブルでお困りの時は、法テラスにご相談ください！

無料で弁護士と相談できたり、お困りごとに応じた相談窓口をご案内します！

YouTubeで動画公開中！

CM動画

- わたしたちの仕事編
- カプセルガチャの部屋 友達編
- 桃太郎 労働問題編

ミニドラマ (限定公開中！)

- ブラックバイト編
- 儲け話編
- 消費者トラブル編

他にも、法テラス公式 YouTube チャンネルでは、法テラスの使い方やスタッフ弁護士に関する動画を公開しています！動画の視聴は、右の二次元バーコードから！

伊勢崎美容専門学校  
IBS 伊勢崎美容専門学校  
IYSENAKI BEAUTY SCHOOL

少数精鋭で実現する、  
将来を見据えた実践教育

専門課程2年制 通信課程3年制  
オープンキャンパス受付中！  
10:00スタート

7/29・8/5・8/9・9/30

0270-22-5888  
〒372-0046 伊勢崎市三光町9-19

# 法律は自分たちの生活には関係ない？

高校生の日常生活の中や近い将来に関わる法律の話を紹介します。

## 私たちは日々法律に関わっています

高校生にとって、法律はあまり身近な存在ではないと感じる人も多いのではないのでしょうか。しかし、普段何気なく送っている日常生活にも、法律問題がいくつも関わっています。学校生活やアルバイトなど、法律を知ることで生活にプラスになり、何よりも社会を知る良い機会になります。自分に関係のあるものとして法律をとらえると、無味乾燥に見える条文が急に生き生きとして感じられるようになるから不思議です。

日常生活の中でどんなことに法律が関わっているのでしょうか。

### CASE 1 アルバイトでも 有給休暇が取れる

時給制のアルバイトでも、勤務期間によっては有給休暇が取れるということを知っていますか。週に数日というシフトでも6カ月を越えるバイト期間があれば、働かなくても給料をもらえる日が生まれます。これは正当な権利ですが、実際に利用したことのある人は少ないでしょう。雇い主が知らない可能性もあります。

### CASE 2 自転車事故で数千万円の 賠償を請求されるケースが

自転車の保険には入っていますか。群馬県をはじめ、全国的にも多くの地方公共団体で自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化していますが、まだ入っていないという人もいられるかもしれません。購入時に加入する盗難保険と同時に、自転車が車両であるという認識を持って自分が加害者になった場合の保険にも加入しましょう。「自転車で走行中、歩行者にぶつかったけがを負わせてしまい、後遺症が残った、等」という事案では、数百万～数千万円の賠償を請求されたという例もあります。

### CASE 3 生活保護は施しでなく 権利です

今現在は何不自由なく暮らしていても、事故や離婚、失業などで生活に困ることがあります。社会では「自己責任」といった論調がありますが、生活保護を受けることは当然の権利です。卑屈にならず、人間として健康で文化的な生活を送れるように、必要な人は保護を申請しましょう。

生活保護の利用中は原則として自動車を使用できないのですが、地方では車がないと生活が困難に。こうした問題も、一つひとつ解決していく必要があります。

### CASE 4 うまい話には ご注意を

先輩から「これをやれば必ずもうかる」と言われてセミナーに参加し、その受講料として数十万円を支払ったが実際にはもうからなかった、受講料はローンで支払ったため借金だけが残ってしまった、といった相談が増えています。中には、「セミナーを友達に紹介するとリポートがもらえる」と言われて友達を勧誘してしまうマルチマがい商法に巻き込まれてしまう人も。成人したばかりの人たちが狙われやすいので、用心しましょう。うまい話はありません。

### CASE 5 離婚による財産分与 養育費にも理解を

今日本では結婚した夫婦の1/3が離婚するといわれています。離婚の際の財産分与や、養育費の支払いなどは、法律に基づき請求できるものです。相手との意見の対立を前提とした話し合いですから、基本的な知識を抑えておくことが必要です。まだ実感はわからないかもしれませんが、約束した養育費がもらえない時の対処法など、結婚前から知っておくことは無駄ではありません。

### CASE 6 社会に出てから直面する 男女差別

学校という環境では、あまり男女差別は感じないかもしれませんが、就職するとさまざまな問題に直面します。職場での女性の待遇に問題があるという会社もまだ多くあるのが現実です。法律では男女同権、平等を保障していますが、実際にどう対処していいかわからないときは、弁護士など専門家に相談してみてください。

自分や家族が直面するかもしれない問題や法律はまだまだたくさんあります。ぜひ、法律を生活に役立ててください。

話を聞いたのは…



村越芳美法律事務所  
弁護士 村越 芳美さん

# インターネットに潜む闇

ここ数年増えているインターネット関連のトラブルを紹介します。

## 急増するインターネットでのトラブル

近年急速に増えているのが、インターネット関連の事案で、ほとんどが被害者になるケースです。「どうしたら詐欺や犯罪に巻き込まれずに済むのか」。それが高校生など若い人にとっての直近の課題でしょう。

### ゲーム内の出会い

#### 個人情報に注意

CASE 1

オンラインゲームでは、ダンジョンをクリアするために、ゲーム内で知りあった何人かでチームを組んでプレーをするものがあります。そこで仲良くなった人から、ゲーム以外の掲示板に誘われ、チャットを交わすことも。何度も会話をするうちに、本名や住所など個人情報を明かしてしまい、ストーカー被害や金銭トラブルに発展するおそれも考えられます。相手の素性がはっきりしないことや、自身の個人情報が悪用されるリスクを忘れずに行動しましょう。

### マッチングアプリ

#### 利用は慎重に

CASE 2

パートナー探しが手軽にできるマッチングアプリやサイトは、悪徳商法や詐欺の入り口の場合もあるので注意が必要です。利用には個人情報の登録が必要な場合が多く、注意書きや規約などは必ず目を通して理解しましょう。サイト内で段階が進むたびに課金を求められるなど、料金が不明瞭だったり、高額に及ぶ場合も。連絡をとっている相手がプロフィールの人物と異なることや、そもそもパートナー探しではなく詐欺などを目的としているケースもあります。現実に出会う場合は異なることを理解しておきましょう。

### クーリング・オフが

#### できない場合もある

CASE 3

クーリング・オフは、購入商品や契約を法定の期限内なら返品したり契約解除ができる制度ですが、対象は訪問販売や電話勧誘販売など一定の場合のみで、自分から店に行って購入した場合は対象外です。ネットでの通信販売にはクーリング・オフ制度がないので、原則、事業者が決めた場合にしか解除ができません。昨今は、初回のお試しは低額のようにみせかけて、実は定期購入が条件で数カ月連続で購入しなければならず、途中解約もできないので結果的に高額になってしまうという困ったケースも多いようです。クーリング・オフの対象であっても、素直に返金されない、事業者に連絡がつかないというケースもあります。

### 情報商材は

#### 事前に内容を十分に確認

CASE 4

高収入の副業、英会話、ダイエット法、ギャンブルや投資の必勝法などのノウハウを紹介したデータなどを「情報商材」といいます。ダウンロードや通販で購入した情報商材が、表示内容と違っていたり、役に立たない偽物だったりする被害が増えています。また、「高額収入が得られるから大丈夫」と言って誘い、貸金業者から借入れをさせて情報商材の代金を支払わせる手口も。情報商材は、インターネット動画の広告や知人からの紹介など身近なところから勧められることがある反面、詐欺まがいのものが多く、特に高額のものには注意が必要です。

### アフィリエイト

#### 信用できないものも

CASE 5

アフィリエイトは「成果報酬型広告」と呼ばれるサイト広告の手法です。閲覧者が広告をクリックしたり、そのサイトを通じて商品を購入したりすると、広告を掲載したページの運営者に報酬が支払われるので、中には広告がページの多くを占めるサイトもあります。広告掲載しているサイトの運営者とその広告の商品を販売する企業は別の存在で、収益獲得を目的にして実物よりも大げさな表現や閲覧者を募るための過激な記事が掲載されることもあるので、安易に信用しないように注意しましょう。

ネットでの買い物被害にあった場合は  
消費者生活センターに相談を。  
弁護士の無料法律相談なども利用してください。

話を聞いたのは...



法律事務所コスモス  
弁護士 松井 隆司さん

# 学校やSNS、複雑化する人間関係

出会いやつながり方も多様化する中でのトラブルなどを紹介します。

## 人間関係のトラブルも多様化

学校などで知り合う友人だけでなく、SNSやオンラインゲームなどを通じて誰とでもつながれる時代だからこそ、人間関係でのトラブルも多様化。ちょっとした発言や行動が、大きな問題に発展し、いつの間にか自分の手には負えない事態になっていることもあります。たとえ匿名でのやり取りや実際に会うことのない人であっても、その先には生身の人間がいることを忘れず、ルールや節度、思いやりを持って利用することが大切です。

## いじめを防ぐための法律

学校でのいじめ問題はなくなり、形を変えて複雑化しています。

こうした事態に対処する土台となるのが、2013年に公布された「いじめ防止対策推進法」です。いじめを、「児童、生徒が学校で心理的・物理的な行為により、心身の苦痛を感じる」と定義し、学校や関係各機関にさまざまな対処方法を示しています。同法には「いじめ問題対策連絡協議会」の設置や、発覚時の措置なども明示されていて、現在のいじめ問題対策の基本となっています。なお19条には「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」が述べられており、学校関連の「ネットいじめ」対策に一定の効力を発していると思われる。

## 誹謗中傷が

### 人を死に追い込むこともある

CASE 1

数年前、ネットの誹謗中傷が大きな要因となって、女子プロレスラーが自殺しました。テレビに出演するなど注目度が高い選手で、実際にSNSなどで激しい中傷が行われ、精神的にもダメージを受けていたようです。この事件は国会でも問題になり、侮辱罪として複数の人物が書類送検され、罰金などの判決を受けました。

これを受け、SNSの運営会社が組織する団体では、利用規約を改定し、名誉毀損などの発言を禁止としました。違反した場合、発言者を利用停止とし、弁護士などによる情報開示請求には、必要な情報を提供すると声明しています。

## 個人情報や画像が

### 拡散される

CASE 2

交際していた相手から、自分の内密にしたい画像や情報を広められることは珍しくありません。SNSや掲示板に悪意で個人情報を載せられた場合、発信者情報開示請求が可能ですが、一度拡散したデータを、ネットからすべて回収（消去）することは大変困難です。好意のある相手でも、個人情報の扱いは慎重に行いましょう。

また、出会い系等で知り合った人と親しくなり、水着や裸の写真を要求され送ってしまい、公開されてしまう被害もあります。わいせつ物頒布罪等に問うことができ、民事でもプライバシー権、名誉権に基づいて拡散をやめるよう請求できますが、発信者にたどり着けないケースも少なくありません。

## デートDVに

### 適用される法律も

CASE 3

「配偶者暴力防止法」(DV防止法)の影響もあり、夫婦以外にもカップル間でのトラブルが問題となっています。いわゆる「デートDV」は、交際中の男女間で、暴力や暴言などにより被害を受けることです。夫婦間ではないので、「DV防止法」は適用されませんが、実際に暴力があれば「刑法」、つきまといなどには「ストーカー規制法」が適用されます。各市町村には、相談窓口を設けている所も多く、早めの相談をおすすめします。

## できるだけ早く弁護士に相談を

インターネット上で個人のプライバシー権や名誉権などが侵害された場合、投稿の削除だけでなく、弁護士に依頼すると、投稿者の特定ができることがあります。投稿者を特定した後、損害賠償請求などを行い、被害の回復を目指すことになります。ただ、早く手続きを開始しないと、プロバイダに保管されている投稿者に関するデータが削除されてしまい、投稿者の特定ができなくなる危険があります。できるだけ早くこの手続きに詳しい弁護士に相談してください。投稿者特定のための手続きも昨年10月に大幅に変更され、特定にかかる期間が大幅に短くなるケースもあります。

いじめや画像流出など、声を上げるのも難しいことだと思いますが、保護者の人や各機関などに勇気を持って早めに相談することが解決への近道に。

話を聞いたのは...



館山法律事務所  
弁護士 館山 史明さん